



令和2年5月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ デ ィ ネ ッ ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 木 村 佳 司
(コード番号 2370 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 部 長 落 合 雅 三
(電話:03-6631-1201)

第三者割当による第 15 回新株予約権(行使価額修正選択権付)の 行使価額修正選択権の行使に関するお知らせ

当社は、令和元年6月 10 日にマッコーリー・バンク・リミテッドを割当先として発行しました第 15 回新株予約権につきまして、本新株予約権の発行要項第 10 項の規定による行使価額修正選択権の行使を本日、取締役会で決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 行使価額の修正選択権を行使する新株予約権の内容

(1) 新株予約権の名称	株式会社メディネット第15回新株予約権
(2) 発行した新株予約権の個数	70,000個(新株予約権1 個につき普通株式100 株)
(3) 新株予約権の割当日	令和元年6月27日
(4) 新株予約権の払込金額	4,760,000 円(新株予約権1 個につき68円)
(5) 取得および消却する新株予約権の個数	70,000個

(注)本新株予約権の詳細につきましては、令和元年6月10日付で開示いたしました「第三者割当による第14回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第15回新株予約権(行使価額修正選択権付)の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 理由

当社第 15 回新株予約権の発行要項に規定された、行使価額の修正条項の適用によるものであります。なお、本新株予約権を行使して調達した資金は当初の資金使途に充当いたします。

3. 今後の見通し

行使価額修正選択権の行使については、マッコーリー・バンク・リミテッドに直ちに通知し、当社との合意により、本日を転換日として以降の行使価額が修正される見通しです。尚、本新株予約権の行使価額の修正選択権の行使による当社業績に与える影響は軽微です。

ご参考

行使価額の修正条件について

第15 回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本第15 回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の10 取引日(又は当社と本新株予約権者が合意するそれより短い日)以降、第15 回新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の92%に相当する金額に修正されます。下限行使価額は40 円とします。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限を含みます。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたりません。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、本新株予約権の発行要項第16 項に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいいます。

なお、本件の行使価額の修正に関する詳細につきましては、令和元年6月 10 日付で開示いたしました「第三者割当による第 14 回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第 15 回新株予約権(行使価額修正選択権付)の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以上